

令和7年度医療関連製品販路開拓支援業務仕様書

1 目的

青森ライフイノベーション戦略アクションプラン[2021-2025]に基づき、ライフ関連産業の振興を図るため、医療関連製品販路開拓支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を設置し、県内事業者（製造事業者等）の持つ医療関連製品の販路開拓に努めるとともに、県内事業者とマッチングするべき医療現場ニーズの精査を行うものである。

2 業務の名称

令和7年度医療関連製品販路開拓支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

(1)アドバイザーの設置

受注者は、下記(2)に示す業務を遂行する者をアドバイザーとして設置すること。なお、受注者とアドバイザーが同一であることを妨げないものとする。

設置するアドバイザーは、医師や臨床工学技士等で医療関連製品の特性や患者への影響等を客観的に評価し、臨床的な知見を踏まえて指導、助言ができる者とする。

(2)アドバイザーの業務

ア 医療現場ニーズの精査

県が募集したニーズについて、一般性や臨床的意義、利益創出の観点から精査を行い、今後、県が優先してマッチングに取り組むべきニーズを提案する。

○県が行う業務

- ・ニーズ募集

○受注者が行う業務

- ・ニーズ精査

イ 医療系の学術集会への出展・運営サポート

受注者は任意の学術集会への出展を企画提案する。青森県医工連携ブースを設置し、来場する医療従事者に対し、出展する県内事業者のPRを行い、県内事業者と医療従事者とのコミュニケーション等が円滑に行えるようサポートする。

○県が行う業務

- ・出展申込
- ・出展事業者の募集・取りまとめ

○受注者が行う業務

- ・ 出展する学術集会の企画提案
- ・ 出展小間料金の支払い
- ・ 展示会等主催者との調整等
- ・ 当日のブース運営
- ・ その他必要な業務

ウ 医療機器メーカーとのマッチング機会の創出

県内事業者により試作又は製品化されている製品について、実証ラボや基幹病院等における使用者（医療・介護従事者）から評価を受けた改良に繋げるとともに、信頼性や認知度の向上を図る。

5 仕様の変更

業務の目的を達成するために必要と認められる場合において、県と受注者は協議の上、仕様書の一部を追加又は変更することができる。

6 成果品

実績報告書 1式（電子データにて提出すること）

7 その他

この仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、県と受注者が協議し、決定するものとする。